

## 賃金控除に関する協定書

甲（使用者：株式会社エイペックス）と乙（労働者代表：今宿喜久美）は、労働基準法第24条第1項ただし書きに基づき、賃金控除に関し、下記のとおり協定する。

### 記

1. 会社は毎月の賃金支払の際、次に掲げるものを控除して支払うことができる。
  - (1) 弁当代
  - (2) 作業服代
  - (3) クリーニング代
  - (4) 親睦会費
  - (5) 前払金
  - (6) 貸付金
  - (7) 故意、過失に関わらず発生した貴社への損害に対する損害金等（全額又は一部）
  - (8) その他個別に発生するもの
2. この同意は令和2年4月1日から有効とする。
3. この同意は、いずれかの当事者が90日前に文書による破棄の通告をしない限り、効力を有するものとする。

令和2年3月16日

甲：

（使用者職氏名）株式会社エイペックス  
代表取締役 西郡 正三



乙：

（労働者代表） 今宿 喜久美

